

もしもの時の 自転車保険

加入して
いますか!?



高額賠償 事例

小学生が、夜間自転車で坂道を下っていたところ、歩行者に正面衝突。歩行者は頭の骨を折り、意識が戻らない重症を負った。監督責任を問われた保護者に賠償命令。

[賠償額]

9,521万円

「青森県自転車の安全な利用等の促進に関する条例」が制定されました。

(令和3年3月29日施行)

条例の主な内容

自転車保険等への 加入努力義務化

(令和3年7月1日より)

- 利用者、保護者、事業者は、自転車保険等に加入するようにしましょう。
- 自転車小売業者は、自転車を購入しようとする県民等に保険等への加入を勧奨しましょう。

交通安全教育の充実



自転車の安全な利用等についての県民等の理解を深めてもらうため、交通安全教育を充実します。

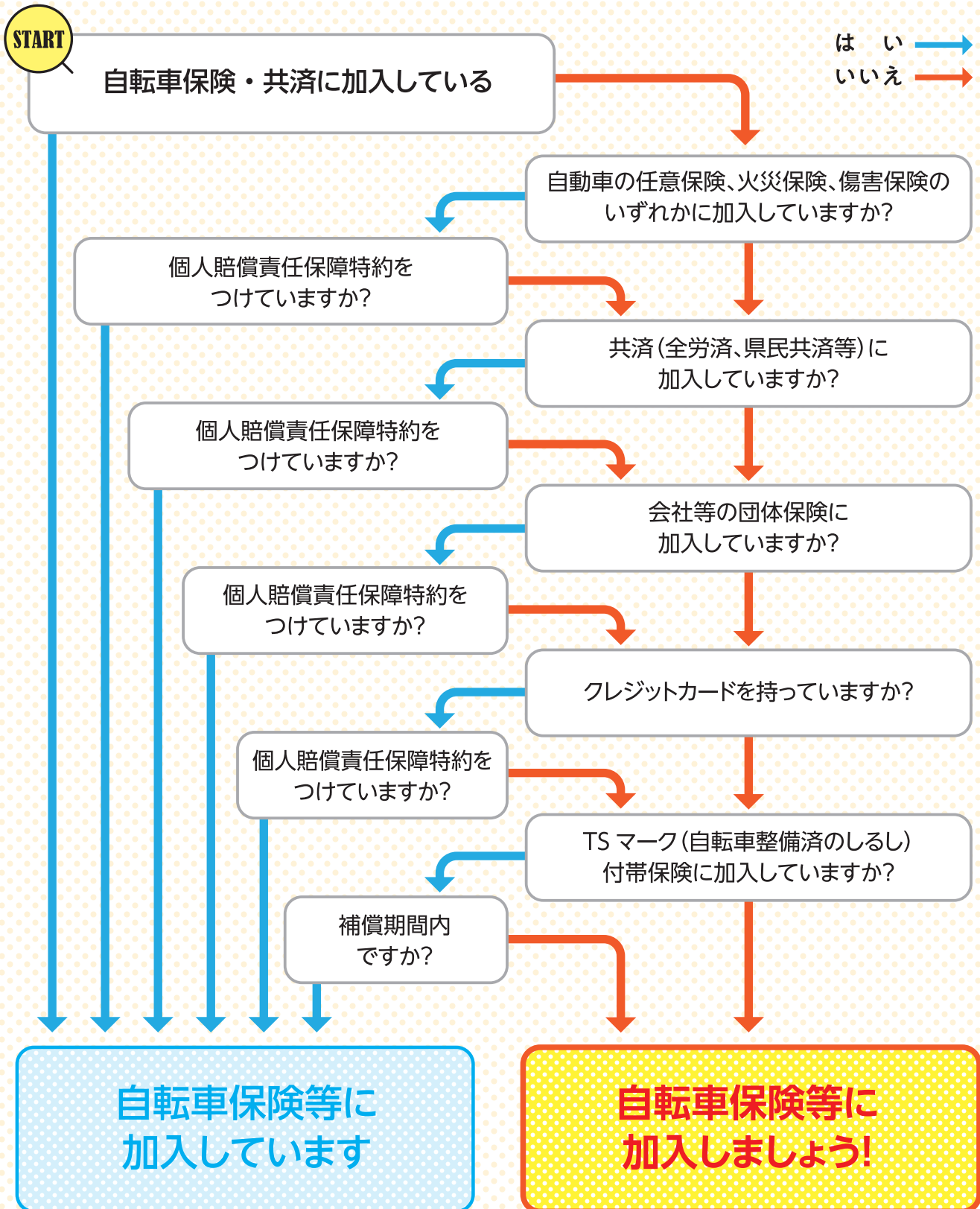
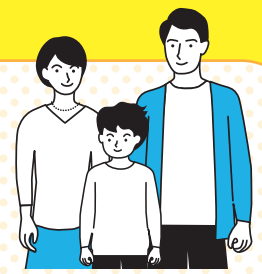
交通ルールの遵守



- 交差点での一時停止と安全確認
- 走行中の傘や携帯電話、イヤホン等は使用禁止
- 車道の左側走行 など

自転車保険等に参加していますか？

フローチャートで加入しているか確認してみよう！



お問合せ

青森県環境生活部県民生活文化課
TEL.017-734-9232 FAX.017-734-8046

青森県 自転車条例

